

厚生労働省佐賀労働局発表
平成 29 年 9 月 6 日(水)

【照会先】
厚生労働省佐賀労働局労働基準部賃金室
室 長 重松 孝視
室 長 補 佐 新宮 卓俊
(電話) 0952(32)7179(直通)

佐賀県最低賃金が変わります

平成 29 年 10 月 6 日から時間額で

715 円 → 737 円 となります。

佐賀県の地域別最低賃金は、平成 29 年 10 月 6 日（金）から、22 円引き上げられ、1 時間 737 円となります。

佐賀県の地域別最低賃金は、佐賀県内の事業場で働く臨時、パートタイマーを含むすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

このため、改定後の佐賀県最低賃金額について、すべての佐賀県民の皆様にご存知いただくことが重要です。

なお、佐賀県特定(産業別)最低賃金が設定されている産業(一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器・同関連製品製造業)については、それぞれの特定最低賃金が適用されますが、陶磁器・同関連製品製造業については、平成 29 年 10 月 6 日以降、新たな陶磁器・同関連製品製造業に係る特定最低賃金が発効するまでの間は、時間額 737 円の佐賀県の地域別最低賃金が適用されることとなります。特定最低賃金は、今年 10 月以降、佐賀地方最低賃金審議会において審議される予定です。